

県内の相談機関

○鳥取地方法務局

住所:鳥取市東町 2-302(鳥取第 2 地方合同庁舎)

電話:0857-22-2191(代表)

◆倉吉支局

住所:倉吉市駄経寺町 2 丁目 15

電話:0858-22-4108(代表)

◆米子支局

住所:米子市旗ヶ崎 2 丁目 10 番 12 号

電話:0859-22-6161(代表)

※相談時間はいずれも 平日 午前9時~午後 5 時

(土日・祝日等の休日、年末年始(12月 29 日~1月 3 日)を除く)

○境界問題相談センターとつり

住所:鳥取市西町 1-314-1(鳥取県土地家屋調査士会 事務局内)

電話:0857-22-7032

※受付:月曜日~金曜日 午前 10 時~午後 4 時

(祝祭日・12月 29 日~1月 4 日を除く)

【お問合せ先】

鳥取県立図書館

〒680-0017 鳥取市尚徳町 101

電話:0857-26-8155

FAX:0857-22-2996

E-mail:toshokan@pref.tottori.lg.jp

鳥取県立図書館ホームページはこちら



図書館で情報収集してみませんか?

～境界問題～

令和 7 年 11 月改訂

図書館では土地・不動産に関するさまざまな資料を所蔵しています。

土地の境界について調べたいときなどに役立つ図書館の資料や相談窓口をご紹介します。

県立図書館にある資料・情報

本や資料の場所(棚)は、次のページの館内マップでご確認ください。

ここで紹介している本や資料は一例です。このほかにも多数の資料がありますので、職員に遠慮なくお尋ねください。

本の背ラベルは探すときの目印です。

324.2
スニ
一般

【基本がわかる本】

棚 42 番(法律情報コーナー)

書名	著者名	出版社	出版年
すぐに役立つ最新図解と Q&A でわかる近隣問題【建築・道路・境界・住環境】の法律とトラブル解決法	木島 康雄／監修	三修社	2024.5
背ラベル:324.2／スニ／一般			
ケースでみる境界確認の困難要因と実務対応	鈴木 泰介 ほか／共著	新日本法規	2023.11
背ラベル:324.2／ケイ／一般			
図解で早わかり最新土地・建物の法律基本と手続きがわかる事典	松岡 慶子／監修	三修社	2023.7
背ラベル:324.2／スイ／一般			
よくわかる私道のトラブルQ&A 第3版	安藤 一郎／著	三省堂	2023.4
背ラベル:324.2／アト／一般			
近隣紛争の法律相談	新井総合法律事務所／編	青林書院	2023.2
背ラベル:324.2／キリ／一般			
警察安全相談対応ハンドブック 第2版	篠崎・進士法律事務所／編	立花書房	2022.9
背ラベル:324／ケイ／一般			

【主な関係法令と解説】

- ・民法 第223条(境界標の設置)～238条(境界付近の掘削に関する注意義務)
- ・不動産登記法 第123条～150条(第6章 筆界特定)
- ・国有財産法 第31条ノ2～31条ノ5(立入り及び境界確定)※国有財産との境界

法令・解説の本 棚42番(法律情報コーナー)

書名	著者	出版社	出版年
六法全書 令和7年版2 民事法 社会法 産業法	荒木 尚志／編集代表	有斐閣	2025.3
		背ラベル:320.9/ロホ-2/一般	

書名	著者	出版社	出版年
民法 2 物権 第4版	—	有斐閣	2022.6
		背ラベル:324/ミホ-2/一般	

※総務省がインターネットで提供している「e-Gov 法令検索」(<https://laws.e-gov.go.jp/>)では、法令をキーワード等で探すことができます。(無料)マップ番号④

【法律関連雑誌】

「ほうてらす」、「判例時報」、「ジュリスト」、「法学セミナー」、「判例タイムズ」などの雑誌を所蔵しています。
(棚62番)

【新聞記事】

データベースで過去の新聞記事を探すことができます。(コピー可、白黒1枚10円、カラー20円)
1階データベースコーナー:朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞(館内マップ 番号⑤)
2階郷土資料室:日本海新聞(館内マップ 番号②)

【判例】

データベースで法令や判例(裁判の判決例)を探すことができます。
(館内マップ 番号⑤キーワードや関連法令から検索できます)

【資料相談カウンター】マップ番号③

- ・ここで紹介している資料は一例です。この他にも多数の資料があります。職員に遠慮なくお尋ねください。
- ・お探しの情報が見つからないときは、資料相談カウンターへお越しください。図書館職員が本・雑誌・新聞・インターネット等を利用して情報を探しします。
- ・県内相談機関の紹介等も行っています。お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

【インターネットサイト】

お手持ちのスマートフォンやパソコン、館内マップ番号④のパソコンを使って閲覧できます。

サイト名(管理者)
筆界特定制度(法務省) https://www.moj.go.jp/MINJI/minji104.html

◆館内マップ 1階◆

